

## 令和8年度 福井県よろず支援拠点生産性向上支援センター 「生産性向上支援サポーター」公募要領

公益財団法人ふくい産業支援センター（以下、「産業支援センター」という）では、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（福井県よろず支援拠点生産性向上支援センター事業）の実施にあたり、「生産性向上支援サポーター」（以下、「サポーター」という）を以下の通り募集します。

### 1. 募集人員

本契約は業務委託契約とする。

募集人数 若干名

### 2. 業務内容（業務委託内容）

令和8年4月1日開設予定「福井県よろず支援拠点生産性向上支援センター」（以下、「生産性支援センター」という）において、中小企業・小規模事業者等からの生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する相談に対応し、複数回の現場訪問を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた提案・助言等を行う。具体的には、以下のとおりとする。

- ① 支援先企業の生産性に関連する課題を抽出し、5S・工程改善・省力化・デジタル化等による支援計画を策定したうえで、計画の進捗管理や実行支援、進捗に応じた計画のブラッシュアップを実施する等、現場訪問を中心とした複数回の伴走型支援を行う。
- ② 業務においては、生産性支援センターの統括サポーターと他のサポーターと密接に連携する。
- ③ よろず支援拠点ワンストップ相談窓口や、実施機関である産業支援センター、他の支援機関とも適切に連携し、生産性向上とは別の課題を抱えている場合は、よろず支援拠点ワンストップ相談窓口のコーディネーターと他の支援機関に対応依頼するなど、課題解決の実現につなげる。
- ④ 産業支援センターが、県内の中小企業・小規模事業者の製造業を対象に実施する現場改善支援「福井ものづくり改善インストラクター派遣事業」（有償）とも連携する。（例：相談時ににおける双方の担当者・サポーター等の同席、情報共有、助言等）
- ⑤ 支援先企業の対応状況を踏まえ、必要に応じ、セミナーを企画し、講師を担当する。
- ⑥ 生産性支援センターの運営に必要なミーティング等について業務場所（3.契約条件(6)業務場所）において参加する。また、必要に応じ、オンラインでの参加も可能とする。
- ⑦ 自身が担当した相談記録・課題の解決について相談カルテシステムに入力を行う。
- ⑧ 生産性支援センターに関する広報活動、支援対象者の発掘、拠点運営に係わる業務などを行う。
- ⑨ その他、前記①～⑧の実施にかかる付帯業務および生産性支援センターが必要と認める業務を行う。

<参考：HP リンク>

- ・福井県よろず支援拠点 HP → <https://yorozu-fukui.go.jp/>
- ・よろず支援拠点事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構 HP）  
→ <https://www.smrj.go.jp/supporter/yorozu/index.html>

### 3. 契約条件等

項目	内容
(1) 謝金	30,000円（税抜）/1日 原則1日または半日（4時間以上）の勤務に対し謝金を支払う。 ※報酬の計算期間は、毎月末日までの期間とし、原則翌月21日に支給。
(2) 旅費	産業支援センター規定に準じて支給する。 ※通勤手当は原則支給しない。
(3) 業務委託期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※単年度委託。更新については、継続意志や面談等を踏まえ決定。
(4) 業務日	週2日程度勤務できることが望ましい。 ※勤務日数・勤務日は事務局との調整により決定。
(5) 業務時間	当拠点の運営時間（8:30～17:15／休憩60分）を基本とする。
(6) 業務場所	支援先企業の要望等を踏まえ、以下の場所で業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援先企業</li> <li>・本部（福井県産業情報センタービル内（坂井市））</li> <li>・サテライトオフィス（まちづくり福井（福井市）、鯖江商工会議所（鯖江市）、武生商工会議所（越前市）、アクアトム（敦賀市）、小浜商工会議所（小浜市））</li> <li>・その他、福井県内の金融機関各支店、商工会、商工会議所等、在宅（オンラインなど）</li> </ul>
(7) 契約形態	・令和8年4月1日付業務委託契約とする。（社会保険の加入はなし。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約相手方：公益財団法人ふくい産業支援センター</li> <li>・ただし、勤務中の事故等の対応のため傷害保険には事務局において付保。</li> </ul>
(8) その他	・業務委託にあたり、別途業務委託契約を締結する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度の契約については、中小企業庁の令和8年度予算により実施するものであり、令和8年度予算が成立し、近畿経済産業局から産業支援センターが、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）の実施機関として、該当事業を受託することを前提とする。</li> <li>・適格請求書発行事業者であることが望ましい。</li> </ul>

### 4. 応募資格（条件等）

- (1) サポーターについては、原則として、個人との業務委託契約とする。ただし、産業支援センターが認めた場合には、法人との間で業務委託契約を締結し、当該法人が雇用する従業員等をサポーターとして採用することができるものとする。この場合、応募書類を提出する前に、産業支援センターへ連絡をすること。
- (2) 企業等の現場において生産性向上に取り組んだ経験を有する又は支援者として生産性向上支援の経験を有する又はそれと同等のスキルを有する方
- (3) 業務プロセス改善、デジタル活用などの生産性向上分野において優れた知見・支援能力等を有し、

中小企業が抱える課題を的確に把握・分析し、具体的な解決策の助言を行うことができる方  
(4) 特に「省力化投資促進プラン（※）」に指定されている以下の業種の支援ができる方

- ① 飲食業
- ② 宿泊業
- ③ 小売業
- ④ 生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）
- ⑤ その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）
- ⑥ 製造業（中小製造業、食品製造業）
- ⑦ 運輸業
- ⑧ 建設業
- ⑨ 警備業

（※）省力化投資促進プランについては内閣官房HPを確認のこと。

→ [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html)

- (5) 専門・知見を有する業種に限らず、その他の業種の中小企業支援にも従事することとなる可能性があるため、他業種についても積極的に学び、支援に必要な知識を身につけていく意欲等を有する方  
(6) コミュニケーション能力に優れ、福井県内の中小企業者等への支援に熱意があり、相談者のニーズを的確に把握し、親身に対応できる方  
(7) 公用車等を運転して福井県内の相談対応場所に訪問し、業務遂行ができること  
(8) パソコンによる文書等の作成（Excel、Word、PowerPoint）、インターネットやメール等により業務遂行ができること  
(9) オンライン（Teams、ZOOM等）を利用して相談対応・打合せ・セミナー等が実施できること

## 5. 応募要領

- ① 募集期限 令和8年2月6日（金）17時必着
- ② 提出書類
  - ・（様式1）生産性向上支援サポーター応募申請書
  - ・（様式2）誓約書
  - ・資格を有することを証する書類の写し（様式なし）
- ③ 提出方法 データ提出または郵送（提出先：末尾に記載のとおり）
- ④ 所定様式 福井県よろず支援拠点のホームページからダウンロードしてください。  
▶福井県よろず支援拠点のホームページ <https://yorozu-fukui.go.jp/>

## 6. 選考方法・スケジュール等

1次審査（書面審査）及び2次審査（面接審査）により決定します。

日程	事項
令和8年1月16日～2月6日	公募（福井県よろず支援拠点ホームページで公開）
応募書類受理後～2月9日頃	書類選考及び面接者への通知
令和8年2月12日・13日	面接
令和8年2月20日頃	採用通知
令和8年4月1日	契約開始日

面接場所：（公財）ふくい産業支援センター（坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16）

※スケジュールは変更となる可能性があります。

※採用可否の理由に関する問い合わせについては回答いたしませんのでご了承ください。

## 7. 応募にあたっての注意事項

- (1) 応募及び選考にかかる費用は、自己負担となります。
- (2) 提出書類は返却しない旨ご了承の上ご送付ください。ただし、機密保持には十分配慮します。
- (3) サポーターとして採用された場合、プロフィール情報をホームページなどで公表します。
- (4) 本事業による支援によって得られた成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者に帰属します。
- (5) サポーターは本事業により知り得た中小企業・小規模事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。委託契約満了後も同様とします。
- (6) サポーターが次に項目のいずれかに該当するときは、採用の取り消し、従事後の委託契約を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由などを公表する場合があります。
  - ① 本事業の目的または内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
  - ② 申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - ③ 産業支援センターに虚偽の報告をしたことが判明した場合
  - ④ 法令などに違反する行為を行った場合
  - ⑤ 社会的信用を失墜する行為があった場合
  - ⑥ 心身に著しい障害があることが判明し、サポーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
  - ⑦ その他、本事業のサポーターとして不適格と認める場合

### 【書類提出先・問合せ先】

公益財団法人ふくい産業支援センター

（福井県よろず支援拠点「生産性向上支援サポーター」担当）

住所：〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16 福井県産業情報センター3階

電話：0776-67-7402 メール：yorozu@fisc.jp

以上